

先着順による 市有財産売却のご案内

【受付期間：平成29年8月1日(火)～平成29年11月30日(木)】

購入を希望される方は、この案内書をよく読み、内容を十分把握したうえで、お申し込みください。

横須賀市財政部資産経営課
電話046(822)8356

先着順による市有財産売却の概要

申込み

■ 申込受付期間

平成 29 年 8 月 1 日（火）～平成 29 年 11 月 30 日（木）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

■ 申込受付場所

横須賀市役所 1 号館 5 階 6 番窓口 財政部資産経営課（横須賀市小川町 11 番地）

必要書類を持参してください。（持参のみ受付）



契約の締結・売買代金の納付

売却決定通知に記載する期限（通知の発送日から 2 週間後）までに売買契約を締結しなければなりません。

契約時に全額納付するか、または、契約保証金（売買代金の 1 割。後日売買代金に充当します。）を納付して、契約締結日から 1 か月以内に残金を納付してください。



所有権の移転・引渡し・登記

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿で物件の引渡しがあったものとしてします。

所有権移転登記の手続きは、横須賀市が行います。登録免許税等の必要な費用は、買受人の負担となります。

登記が完了次第、買受人に登記識別情報通知をお渡しします。

目 次

1	売却物件	1
2	公序良俗に反する使用の禁止	1
3	特約条項の追加	1～2
4	申込資格	2
5	申込み	2
6	申込みに必要な書類等	3
7	契約の締結	3
8	契約保証金及び売買代金の支払方法	3～4
9	所有権の移転等	4
10	その他の注意事項	4
	「物件調書」	5～10
	「市有財産売買契約書(案) [契約時全額払用]」	11～13
	「市有財産売買契約書(案) [契約保証金払用]」	14～17
	「普通財産譲渡申請書」	
	「誓約書」	
	「共有者名簿」 (共有名義での申込みの場合、譲渡申請書に添付)	
	「役員名簿」 (法人の場合)	

1 売却物件

物件番号	物件の所在・地番 [用途地域]	地目	実測地積 (㎡)	売却価格 (円)	備考
28-5	横須賀市小矢部二丁目 677番 [第1種中高層住居専用地域]	宅地	732.78	7,190,000	
28-6	横須賀市林三丁目 887番10 [第1種中高層住居専用地域]	宅地	488.91	5,940,000	現地見学可 (事前予約制)
28-7	横須賀市西逸見町二丁目 17番4 [第1種中高層住居専用地域]	宅地	219.84	1,950,000	公簿地積は、 222.75㎡

【注】物件の詳細については、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ずご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

【注】予告なく売却中止又は内容変更をすることがあります。

【注】物件番号28-6は、現地見学をすることができます。事前予約制となりますので、資産経営課へ予約をお願いします。【電話046-822-8356(直通)】予約日時に職員が立ち会いの上、現地を開放します。それ以外の時間帯に敷地内に立ち入ることはできません。30分を目安に現地をご覧ください。

なお、敷地内で起きた事故等について、本市は一切の責任を負いません。

また、隣接する市有地に駐車スペースがありますが、駐車の際に起きた事故や車両の損傷等について、本市は一切の責任を負いません。

2 公序良俗に反する使用の禁止

買受人は、売買物件引渡しの日から10年間、売買物件を横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号に定める暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはいけません。

これらの義務に違反した場合、**売買代金の3割**を違約金として徴収します。

3 特約条項の追加

物件番号28-6については、敷地内東側に地下車庫がありますが、当該車庫は未登記のまま引き渡すこととしますので、市有財産売買契約書(案)(11~17ページ参照)を次のとおり変更します。

追加 条項	ただし、地下車庫について登記は行わない。
変更 箇所	【契約時全額払用】 第5条第1項に追加条項をただし書きとして加えます。 【契約保証金払用】 第7条第1項に追加条項をただし書きとして加えます。

4 申込資格

個人、法人を問わず申し込みできますが、次に該当する者は申し込みできません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号（当該売却に係る契約を締結する能力を有しない者）又は第2号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者
- ② 横須賀市暴力団員排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者

【注】申込資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、その旨ご了承ください。（申込者が法人の場合、役員等を含みます。）

5 申込み

郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による申込みはできません。

- | | |
|----------|--|
| ■ 申込受付期間 | 平成29年8月1日（火）～平成29年11月30日（木）
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く） |
| ■ 申込受付場所 | 横須賀市役所1号館5階6番窓口 財政部資産経営課
（横須賀市小川町11番地）
電話046-822-8356（直通） |

【注】申込み前に上記番号へ電話していただき、先客の有無を確認の上、ご来庁ください。受付は直接持参による先着順（先着1者のみ受付）となりますので、電話で先客がないことを確認した場合であっても、窓口書類を持参された時点で既に受付終了している場合もありますので、その場合はご容赦ください。

【注】各日の受付開始時点（午前・午後とも）又は同日同時刻において複数の購入希望者がいる場合は同着とみなし、くじにより買受人を決定します。

6 申込みに必要な書類等

(1) 提出書類等

この説明書に添付の「普通財産譲渡申請書」に必要事項を記入・押印（登録印）のうえ、次の書類を各1通添えてお申込みください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しいたしません。

【注】各証明書は、発行日から3か月以内のもの。

① 個人による申込みの場合

- 誓約書（本説明書に添付のものを使用してください。）
- 印鑑登録証明書
- 住民票（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

② 法人による申込みの場合

- 誓約書（本説明書に添付のものを使用してください。）
- 印鑑証明書
- 登記事項証明書（現在事項証明書）
- 役員名簿（本説明書に添付のものを使用してください。）

(2) 共有名義とする場合

所有権の共有を希望される場合は、共有者全員分の必要書類を添えて、必ず連名でお申込みください。

【注】申込書類は、本人以外による持参でも、不備等がなく要件を満たしていれば受け付けいたします。この場合、委任状は必要ありません。

【注】普通財産譲渡申請書・誓約書・役員名簿の各様式は、本市ウェブサイトからダウンロードできます。

(<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1615/koubai/kyousou/index.html>)

7 契約の締結

購入希望者は、売却決定通知の発送日から**売却決定通知に記載する期限（通知の発送日から2週間後）**までに別紙様式の売買契約書により契約を締結しなければなりません。

【注】購入希望者が期限までに契約を締結しない場合、売却決定はその効力を失います。

8 契約保証金及び売買代金の支払方法

売買代金の支払方法については、次の2通りの方法があります。申込みの際にお申し出ください。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法 [契約時全額払]

(2) 売買契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する金額の契約保証金を納付し、売買代金と契約保証金との差額を契約締結日から**1か月以内**に納付する方法 [契約保証金払]

【注】 契約保証金は、納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、市に帰属することになります。

【注】 契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

【注】 売買代金の分割納付はできません。

【注】 納付期限は、契約締結日の翌日から起算します。

9 所有権の移転等

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿（あるがままのすがた）で物件引渡しがあったものとします。物件調書等の資料と現況が相違する場合、現況優先とします。

所有権移転登記の手続きは、売買代金完納後、本市が行います。所有権移転登記が完了次第、買受人に登記識別情報通知をお渡しします。

なお、売買契約書（市保管のもの1部）に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

【注】 金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記時に連件で抵当権設定登記の同時申請をされる場合は、事前にご相談ください。

【注】 共有名義で売買契約を締結した物件については、当該共有名義で所有権移転登記を行います。

【注】 買受人は、購入物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

【注】 物件の取得に伴い、不動産取得税（県税）が課税されますので、ご注意ください。

10 その他の注意事項

(1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

(2) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受人において行っていただきます。

(3) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて買受人において行っていただきます。

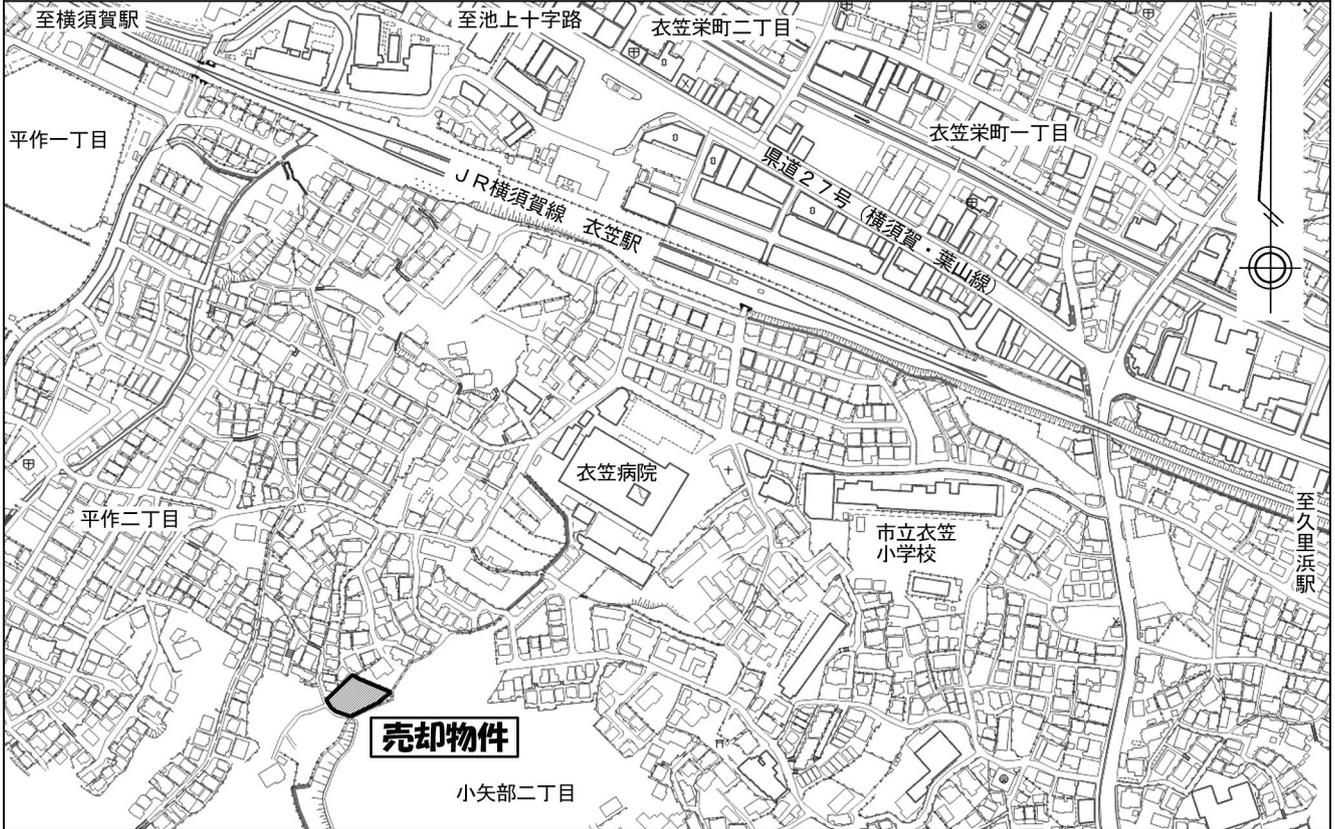
(4) この案内書に定めのない事項については、本市契約規則その他関係法令の定めるところによります。

(5) 予告なく売却中止又は内容変更をする場合があります。

物件番号 28-5		物 件 調 書			
所在地（地番）		横須賀市小矢部二丁目 677 番			売却価格
住居表示		横須賀市小矢部二丁目 38 番			7,190,000 円
地 積		732.78 m ²	地 目	宅 地	形 状
接面道路の幅員及び構造		南西側で現況幅員約 1.9m～2.5m（宅盤からの高低差約±0m）の舗装市道に接面している。			
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域			
		用途地域	第1種中高層住居専用地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他規制	準防火地域、第1種高度地区			
その他	宅地造成工事規制区域、土砂災害警戒区域、屋外広告物規制地域				
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容		
	道路後退の有無	有	負担の内容	道路中心線から2m後退（市道1444号、1446号）	
供給処理施設の状況			事業所名		電話番号
	電 気	可	東京電力エナジーパートナー株式会社 神奈川カスタマーセンター		0120 -995-775
	上 水 道	可	横須賀市上下水道局		046 -822-8625
	下 水 道	可	技術部給排水課給排水工事係		8626
	都 市 ガ ス	【注】	東京ガス株式会社お客さまセンター		0570 -00-2211
交通機関		JR横須賀線「衣笠」駅南方約710m（徒歩9分）			
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 本件土地は、現状では開発許可基準に適合していません。 本件土地から幅員4mの市道に至るまでの道路（私道を含む）には階段や狭い箇所があるため、自動車の進入が出来ません。 本件土地の敷地内北側及び北東側にある下法の土留めとして、北側（671番13側）では隣接地所有者が自己所有地内にブロック塀を、北東側（671番1側）では本市が本件土地敷地内に横矢板を設置しています。また、北東側では本件土地から排出される雨水を処理するため、隣接地所有者が境界上に側溝を設置しています。土地利用に当たっては、これら境界付近に存する工作物等の取扱いについて、隣接地所有者と十分に協議を行った上で、本件土地の敷地内に再整備するようにしてください。 北側（678番10側）では隣接地所有者の下法である擁壁上に境界標が埋設されているため、境界上に擁壁が存在する状況となっています。 本件土地は南西側約22.5mで市道に接面していますが、建築基準法上の道路（2項道路）に指定されているのは、このうち西側約9mです。2項道路終点や道路後退等の詳細は、建築指導課へお問い合わせください。 敷地内には建物基礎、工作物、立木等が存置されています。 本件土地の土壌汚染、地下埋設物及び地盤調査は行っていません。 <p>【注】隣接する道路には、近隣まで都市ガス本管が埋設されていますが、本件土地へ取り出せる箇所には至っていません。</p>				

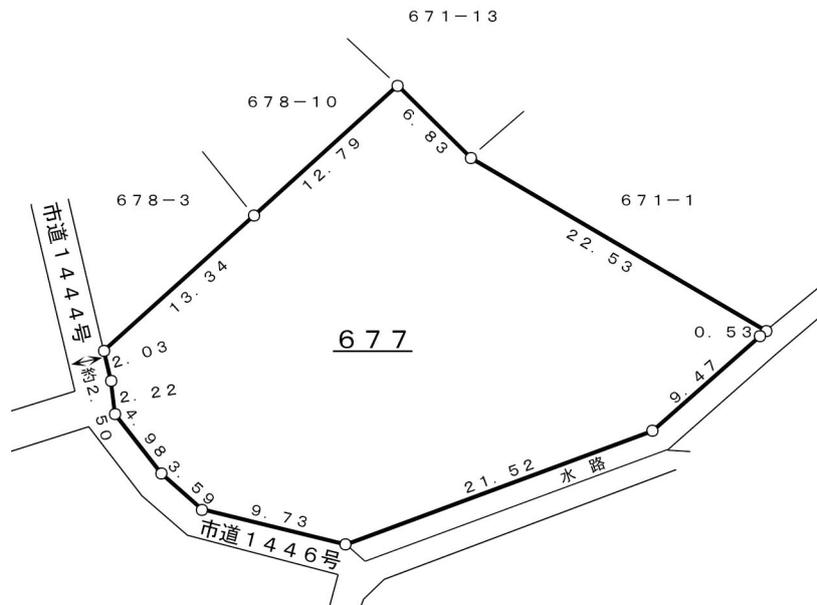
※物件調書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図

所在：横須賀市小矢部二丁目



単位：メートル

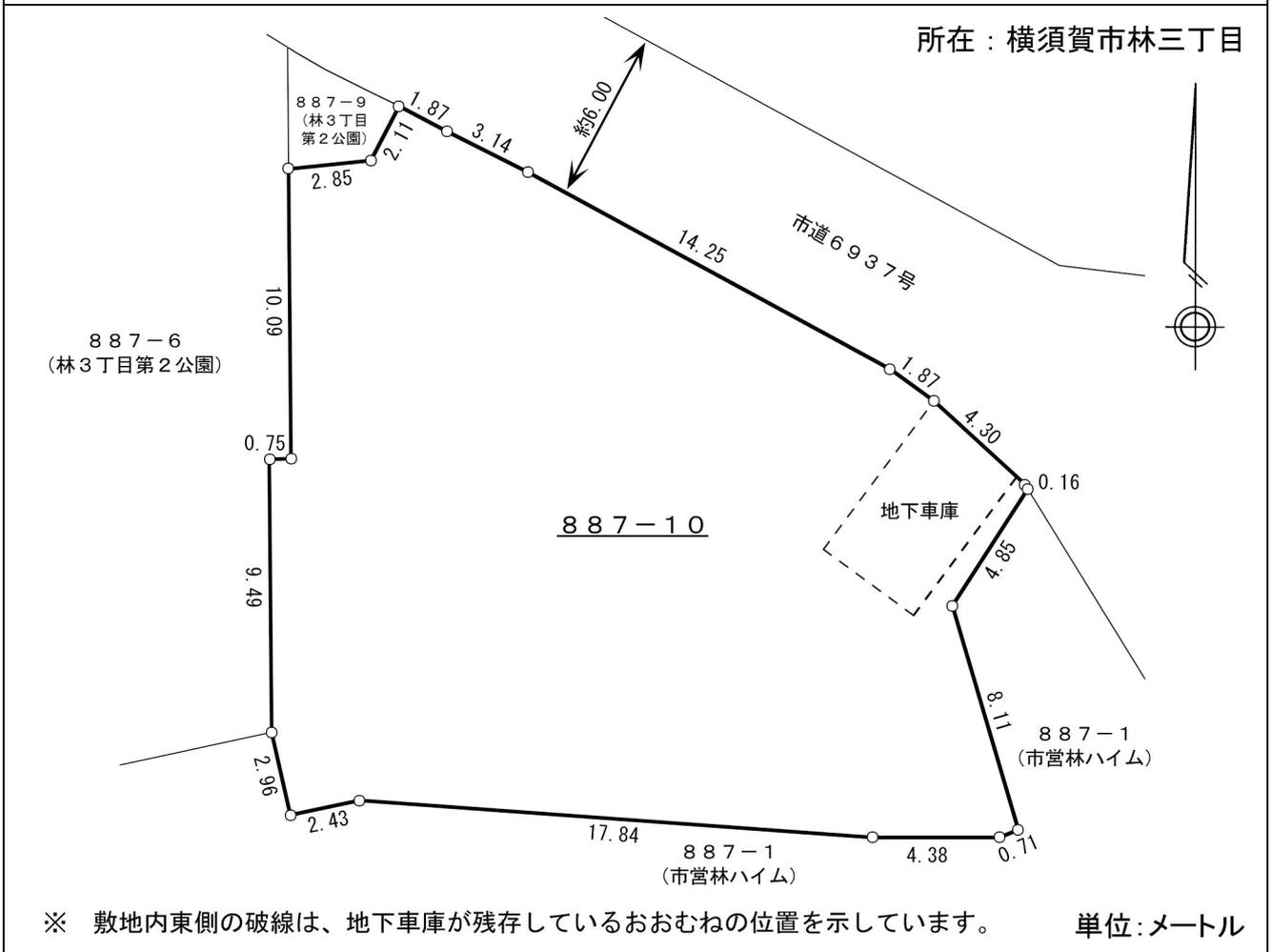
物件番号 28-6		物 件 調 書			
所在地（地番）		横須賀市林三丁目 887 番 10			売却価格
住居表示		横須賀市林三丁目 5 番			5,940,000 円
地 積		488.91 m ²	地 目	宅 地	形 状
接面道路の幅員及び構造		北側で現況幅員約 6.0m の舗装市道に接面している。（宅盤は道路よりも約 2.8m～3.4m 高い）			
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域			
		用途地域	第 1 種中高層住居専用地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他規制	準防火地域、第 1 種高度地区			
その他	宅地造成工事規制区域、屋外広告物規制地域				
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容		
	道路後退の有無	無	負担の内容		
供給処理施設の状況			事業所名		電話番号
	電 気	可	東京電力エナジーパートナー株式会社 神奈川カスタマーセンター		0120 -995-775
	上 水 道	可	横須賀市上下水道局		046 -822-8625
	下 水 道	可	技術部給排水課給排水工事係		8626
	都 市 ガ ス	不可			
交通機関	京浜急行バス「武山住宅」南方約 230m（徒歩 3 分）				
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件土地の形質変更を行う場合、隣接する公共施設管理者と協議をしてください。（市営林ハイム：市営住宅課、林 3 丁目第 2 公園：公園管理課） ・ 南東側に存在する雨水排水設備（塩ビ管）の一部が隣接する市営住宅用地に越境しています。当該設備を継続使用する場合、公共施設管理者（市営住宅課）と協議をしてください。 ・ 敷地内東側に地下車庫（幅：約 4.0m 奥行き：約 6.0m～6.3m 高さ：約 1.85m～2.0m）があります。当該車庫の設計図書は現存せず、構造等に関する調査も行っていないため詳細は不明です。当該車庫は未登記のまま引き渡します。 ・ 敷地内北側、市道 6937 号に面する位置（現況：擁壁）に地下車庫が存在した記録が残っていますが、詳細な位置、構造その他一切の事項は不明です。 ・ 敷地内に存在する擁壁の構造に関する調査は行っていません。 ・ 擁壁は経年劣化のため、傷んでいる箇所があります。 ・ 敷地内にある建築物、工作物及び立木は、所有権移転の時点における現状有姿での引渡しとなりますので、解体撤去等は落札者の負担で行ってください。 ・ 本件土地の土壤汚染、地下埋設物及び地盤調査は行っていません。 ・ 本件土地を取得した場合、下水道事業受益者負担金条例第 2 条の規定に基づき、本市上下水道局から下水道受益者負担金 163,411 円が賦課されます（本件土地の一部 334.86 m²が対象。1 m²あたり 488 円）。詳細は、上下水道局給排水課へお問い合わせください。 ・ 工事等の着手前に武山住宅町内会に対し、土地利用や工事車両の運行等の計画について説明を行ってください。 				

※物件調書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案 内 図



明 細 図



物件番号 28-7		物 件 調 書			
所在地（地番）	横須賀市西逸見町二丁目 17 番 4			売却価格	
住居表示	未実施			1,950,000 円	
地積	219.84 m ²	地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造	西側で現況幅員約 0.7m~0.9mの舗装市道に接面している。（市道は階段が設置されており、敷地の入口以外は宅盤より高い。）				
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域			
		用途地域	第1種中高層住居専用地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他規制	準防火地域、第1種高度地区			
その他	宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、屋外広告物規制地域				
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容		
	道路後退の有無	有	負担の内容 道路中心線から 2 m 後退（市道 483 号）		
供給処理施設の状況				事業所名	電話番号
	電気	可	東京電力エナジーパートナー株式会社 神奈川カスタマーセンター		0120 -995-775
	上水道	可	横須賀市上下水道局		046 -822-8625
	下水道	可	技術部給排水課給排水工事係		8626
	都市ガス	不可			
交通機関	京浜急行線「逸見」駅西方約 450m（徒歩 6 分）				
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 東側及び南側の隣接地境界には境界標が埋設されていますが、確定扱いにはなっていません。詳しくはお問い合わせください。（公簿地積は 222.75 m²） 敷地の一部が東側隣接地の通路として使用されています。（踏石、石積階段あり。承諾時期、使用範囲、方法等については不明です。） 通路下には、第三者使用の水道管、污水管が埋設されています。 敷地内には段差（上法、下法）があり、東側と南側の一部はカラー鉄板と単管パイプによる土留、その他は石積みと自然法となっています。 法地には、多数の立竹木が生えていますが、所有者については不明です。 接面する市道 483 号は幅員 4 m 未満のため、建物建築の際は道路中心線から 2 m 後退が必要です。 本件土地に至る市道には階段（134 段）が設置されているため、車両の進入は出来ません。 通路、法地、後退部分を除いた有効宅地部分は、敷地の約半分です。 敷地には、平成 16 年に解体した建物のコンクリート叩き等が存置されています。 敷地南西側には、敷地外の電柱のための支線 1 条が設置されています。 敷地入口付近から北側及び東側隣接地へ至る架空線があります。 敷地入口付近に防犯灯が設置されています。 切土、掘削又は盛土、擁壁、工作物等を新設する場合には、事前に横須賀土木事務所へご相談下さい。神奈川県知事の許可が必要な場合があります。 本件土地の土壤汚染、地下埋設物及び地盤調査は行っていません。 				

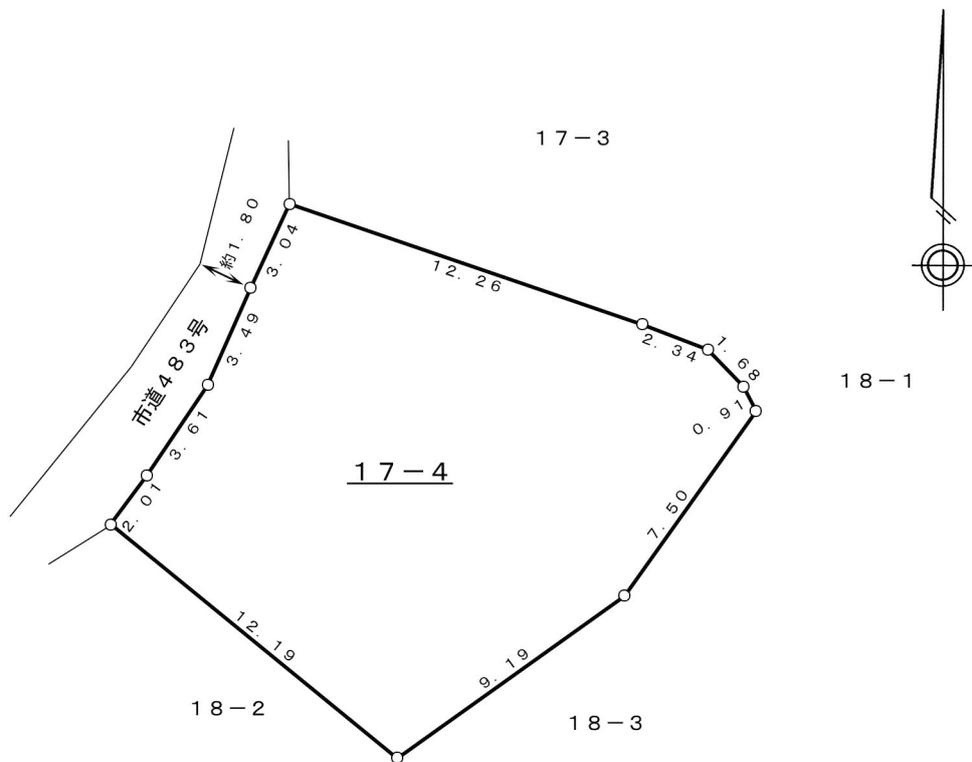
※物件調書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図

所在：横須賀市西逸見町二丁目



(注)本図記載の幅員は、道路境界の幅員であり、現況の幅員とは異なります。

単位：メートル



市有財産売買契約書(案)

売出人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の市有財産（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所 在	地 番	地 目	実測地積 (㎡)	公簿地積 (㎡)

（売買代金及び支払方法）

第3条 売買代金は、金〈売却価格〉円とし、乙は本契約締結と同時に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（所有権の移転時期）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託等）

第5条 甲は、前条の定めにより売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 乙は、売買代金納付後、速やかに登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、第4条の定めにより売買物件の所有権が乙に移転した時をもって、現状のまま売買物件を乙に引き渡したものとする。

（瑕疵担保）

第7条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合、前条に定める引渡しの日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

（特約）

第8条 乙は、第6条に定める引渡しの日から10年間、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に定める暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 乙は、売買物件を第三者に譲渡するときは、前項の定めをその者に承継させなければならない。

(実地調査等)

第9条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、売買物件の利用状況を確認するため実地を調査し、又は乙に対して売買物件の利用状況を証する資料の提出若しくは報告を求めることができる。

(違約金)

第10条 乙は、第8条に定める義務に違反したときは、金〈売買代金の30/100〉円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〈売買代金の10/100〉円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者であったとき。

2 甲は、前項の定めにより本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項の定めにより本契約を解除したことにより甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

(返還金等)

第12条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復)

第13条 乙は、甲が第11条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。

3 乙は、第1項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第 15 条 甲は、第 12 条第 1 項に定める売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(相隣関係等への配慮)

第 16 条 乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意しなければならない。

(公租公課)

第 17 条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

(契約の費用)

第 18 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 19 条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、これを定める。

(管轄裁判所)

第 20 条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
代表者 横須賀市長 上 地 克 明

印

乙 〈買受人 住所氏名〉

印



市有財産売買契約書(案)

売出人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の市有財産（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所 在	地 番	地 目	実測地積 (㎡)	公簿地積 (㎡)

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（売買価格）円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金（売買価格の 10/100）円を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。ただし、この契約保証金は、その受入れ期間について利息を付さない。

4 乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金（売買価格－契約保証金額）円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結日から1箇月以内に納付しなければならない。

（所有権の移転時期）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託等）

第7条 甲は、前条の定めにより売買物件の所有権が移転した後、すみやかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 乙は、売買代金納付後、速やかに登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、第6条の定めにより売買物件の所有権が乙に移転した時をもって、現状のまま売買物件を乙に引き渡したものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、売買物件が本契約締結後、第8条に定める引渡しの日までの間に甲の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合、第8条に定める引渡しの日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

(特約)

第11条 乙は、第8条に定める引渡しの日から10年間、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に定める暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 乙は、売買物件を第三者に譲渡するときは、前項の定めをその者に承継させなければならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、売買物件の利用状況を確認するため実地を調査し、又は乙に対して売買物件の利用状況を証する資料の提出若しくは報告を求めることができる。

(違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の30/100）円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金（売買代金の10/100）円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者であったとき。

2 甲は、前項の定めにより本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項の定めにより本契約を解除したことにより甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

(返還金等)

第 15 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復)

第 16 条 乙は、甲が第 14 条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。

3 乙は、第 1 項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第 18 条 甲は、第 15 条第 1 項に定める売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(相隣関係等への配慮)

第 19 条 乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意しなければならない。

(公租公課)

第 20 条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

(契約の費用)

第 21 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 22 条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 23 条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横須賀市小川町11番地
横須賀市
代表者 横須賀市長 上地克明 印

乙 〈落札者 住所氏名〉 印

普通財産譲渡（交換）申請書

平成 年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
申請者 ㊟	
申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 売払 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 無償譲渡
申請者	住所
	氏名 電話
普通財産	所在 (物件番号28-5) 横須賀市小矢部二丁目677番
	地目 (構造・種類) 宅地
	地積 (面積・数量) 732.78㎡
申請者 (交換) 所有者 所有物件	所在
	地目 (構造・種類)
	地積 (面積・数量)
売払・交換・無償譲渡の理由	
売払等希望価格	金7,190,000円
交換条件	
添付書類	個人の場合 誓約書・印鑑登録証明書・住民票 各1通 法人の場合 誓約書・印鑑証明書・登記事項証明書(現在事項証明書)・役員名簿 各1通
(事務処理欄) 次のいずれかをまるで囲ってください。 【売買代金の支払方式】 契約時全額払 ・ 契約保証金払 【共有者の有無】 ※所有権の共有を希望する場合は、共有者名簿を添付。 有 ・ 無	

普通財産譲渡（交換）申請書

平成 年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
申請者 ㊟	
申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 売払 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 無償譲渡
申請者	住所
	氏名 電話
普通財産	所在 (物件番号28-6) 横須賀市林三丁目887番10
	地目 (構造・種類) 宅地
	地積 (面積・数量) 488.91㎡
申請者 (交換) 所有者 物件	所在
	地目 (構造・種類)
	地積 (面積・数量)
売払・交換・無償譲渡の理由	
売払等希望価格	金5,940,000円
交換条件	
添付書類	個人の場合 誓約書・印鑑登録証明書・住民票 各1通 法人の場合 誓約書・印鑑証明書・登記事項証明書(現在事項証明書)・役員名簿 各1通
(事務処理欄) 次のいずれかをまるで囲ってください。 【売買代金の支払方式】 契約時全額払 ・ 契約保証金払 【共有者の有無】 ※所有権の共有を希望する場合は、共有者名簿を添付。 有 ・ 無	

普通財産譲渡（交換）申請書

平成 年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
申請者 ㊟	
申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 売払 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 無償譲渡
申請者	住所
	氏名 電話
普通財産	所在 (物件番号28-7) 横須賀市西逸見町二丁目17番4
	地目 (構造・種類) 宅地
	地積 (面積・数量) (実測) 219.84㎡ (公簿) 222.75㎡
申請者 (交換) 所有者 所有物件	所在
	地目 (構造・種類)
	地積 (面積・数量)
売払・交換・無償譲渡の理由	
売払等希望価格	金1,950,000円
交換条件	
添付書類	個人の場合 誓約書・印鑑登録証明書・住民票 各1通 法人の場合 誓約書・印鑑証明書・登記事項証明書(現在事項証明書)・役員名簿 各1通
(事務処理欄) 次のいずれかをまるで囲ってください。 【売買代金の支払方式】 契約時全額払 ・ 契約保証金払 【共有者の有無】 ※所有権の共有を希望する場合は、共有者名簿を添付。 有 ・ 無	

誓約書

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

事実が相違することが判明した場合には、当該事実に関して横須賀市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

また、横須賀市が警察等関係機関に対して照会することを了承します。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 1 号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）又は第 2 号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者
- ② 横須賀市暴力団員排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する者

平成 年 月 日

（あて先）横須賀市長

住所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏名 (名称等)	印
生年月日 (個人の場合)	T・S・H 年 月 日
電話番号	- -

共有者名簿

住 所 (所 在 地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印
	(電話 — —)
住 所 (所 在 地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印
	(電話 — —)
住 所 (所 在 地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印
	(電話 — —)
住 所 (所 在 地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印
	(電話 — —)

※ 所有権の共有を希望する場合に提出してください。

※ 全員分の必要書類を添付してください。

お問合せはこちらまでお願いします

横須賀市財政部資産経営課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 046 (822) 8356 (直通)

046-822-4000 内線 1742